

第4章 計画の基本的考え方

1 本計画の目指す方向（地域包括ケアシステムの深化・推進）

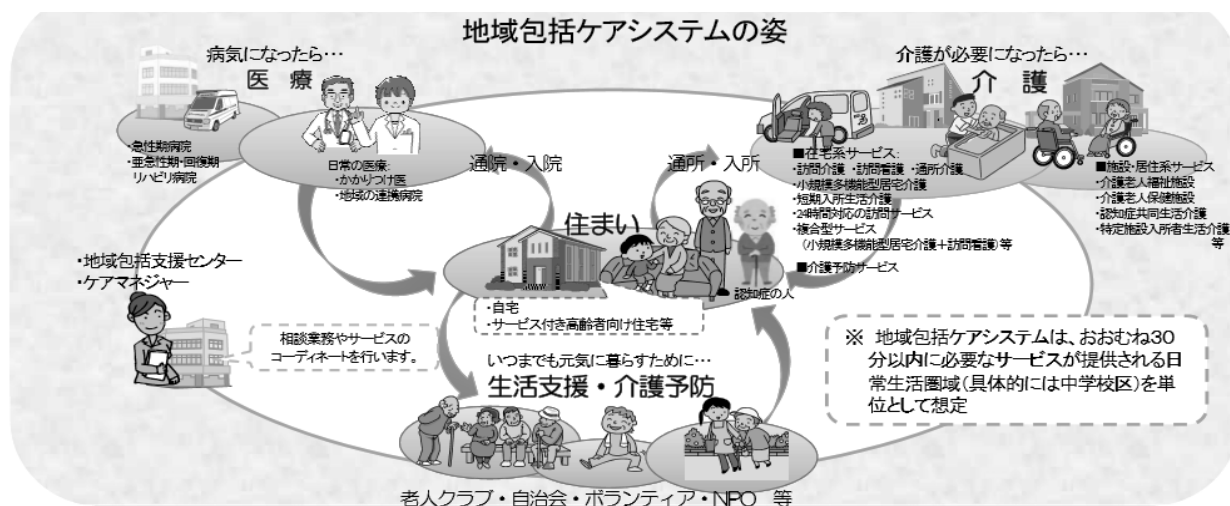
本市の高齢化率は、平成29年9月末現在で37.4%となっており、県内でも高齢化率は高く「超高齢社会」と言えます。将来人口の推計によると、高齢化率は今後緩やかに上昇しながら、平成37年には4割近くに達する見込みです。

高齢化が進む中で、医療・介護を必要とする高齢者の増加、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加による家庭における介護力の低下、認知症高齢者の増加が予測されます。特に団塊の世代が75歳以上になる平成37年以降、更に強まっていくと考えられます。

平成29年1月に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果では、本市の高齢者の多くが、介護が必要になった場合でも、「自宅で暮らしたい」という意向を持っており、その場合に欠かせないものとして、「必要な在宅介護サービスが整っていること」を最も多くの人があげています。可能な限り住み慣れた地域や自宅で自立した生活を継続したいと考えており、このような高齢者の希望を叶えるためには、住み慣れた地域において「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を着実に進めていくことが必要となります。

本市では平成24年度から、「高齢者がいつまでも元気に『支えあい 見守り育む まち・柳井』」を計画の基本理念として定め、前計画においては、「互いに支えあい いきいきと暮らせるまち・柳井」を基本目標として、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度までに、地域包括ケアシステムを構築すべく、各施策を推進してまいりました。

高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画においても、新たに基本理念・基本目標を定め、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気にその人らしい生活を継続できるよう『地域包括ケアシステムの構築』の実現を目指し、より充実した高齢者施策の推進を図ります。



2 基本理念と基本目標

本市のまちづくりの指針である『第2次柳井市総合計画』は、平成29年3月に策定されました。この総合計画では、「すべての市民が健康で安心して暮らせる、人にやさしいまちづくり」を健康・福祉分野の基本目標に掲げ、その実現を目指しています。

これは、高齢者も含めた全ての市民が住み慣れた地域の中で、元気で生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、高齢者福祉の充実を図ることを示しており、本計画では、この基本目標を基本理念として位置付け、この理念を実現するための施策・事業の推進を図ります。

また、この基本理念の達成に向け、『第2次柳井市総合計画』における地域福祉*及び高齢者福祉に係る「基本施策」を参考に以下の2つを基本目標として掲げ、本市の『「市民の力」で支えあう「市民参加」のまちづくり』の発揮により地域包括ケアシステムの構築を推進します。

基本理念

- ・ 健康で安心して暮らせる、人にやさしいまちづくり

基本目標

- ・ お互いに認め合い、支えあう、地域福祉コミュニティを形成します
- ・ いつまでもいきいきと、安心して暮らせる社会をめざします

3 高齢者福祉の基本施策と重点的な取組

(1) 高齢者福祉の基本施策

本市では、「地域包括ケアシステム」を実現するため、5つの基本施策として、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」を定めます。

① 基本施策 「医療」

医療と介護の連携

- ・高齢者は加齢に伴い、医療機関を受診する人も増え、病気にかかる率も高くなることから、医療と介護の両方を必要とすることが多くなります。アンケート結果からも「自宅で介護を受けることになった場合に欠かせないもの」として、58%の人が「在宅医療が充実し、かかりつけ医による診察等が自宅で受けられること」をあげています。この結果からも、在宅での療養や人生の最期を自宅で迎えたいと望んでいる人は多く、必要な支援を継続的かつ一体的に受けられる医療と介護が連携した体制の整備をより一層推進していく必要があります。
- ・医療の必要性の高い要介護者が増加する中で、病院などから在宅生活へ円滑に移行でき、逆の場合にも必要に応じて在宅生活から円滑に医療へと移行できるためには、多職種の顔が見える関係づくりが重要であり、医療と介護の関係者同士の連携体制の構築が急務となっています。平成28年10月には「柳井市在宅医療・介護連携相談室」を柳井医師会事務所内に開設して在宅医療と介護連携を進めていますが、医療と介護関係者の研修会や「医療・介護連携マップ」を活用し、更に緊密な連携協力体制を整備していきます。

② 基本施策 「介護」

利用者の視点に立ったサービス提供体制の確立

- ・サービスを必要とする高齢者が、いつでも安心して必要なサービスを利用できるよう、利用者の視点に立ったサービス提供体制の確立が必要です。
- ・介護保険サービスにおいては、質と量の確保等に努めるとともに、介護保険制度の円滑な利用を促し、利用者が適切にサービスを利用できるよう、事業者情報の提供等に努めていきます。
- ・地域包括支援センターは、地域における総合的な相談窓口であり、その役割を市民に周知し利用促進につなげるとともに、地域包括支援センター運営協議会による評価・点検を実施し機能強化を図ります。
- ・地域ケア会議や各種研修会を開催し、多職種の協働による個別ケースの検討などを通じて、地域課題を共有し、地域での支援ネットワークづくりを進めるとともに、地域資源の掘り起こしなどを行い、個別支援につなげていきます。
- ・認知症高齢者が住み慣れた地域で安全に暮らし続けられるよう、認知症ケアパスの

普及、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームなどの支援体制の充実を図るとともに、認知症サポーターの育成や認知症カフェの取組を進めることで、認知症に対する理解や認知症家族介護者の負担軽減を図ります。

- ・退院直後の在宅生活へのスムーズな移行や病状不安定期における在宅継続を支援するため、医療行為も含めた多様なサービスを提供できる看護小規模多機能型居宅介護の整備に取り組みます。
- ・在宅介護実態調査結果から「要介護者の在宅生活の継続」や「介護者の就労継続」に有効な介護サービスとして、「認知症状への対応」や「夜間の排泄」に係る介護者の不安軽減が図られる定期巡回・随時対応型訪問介護看護と、レスパイトケアの機能を持つ小規模多機能型居宅介護があげられます。市内に事業所もあることから、在宅療養生活を支援していくために一層の利用促進を図ります。
- ・在宅介護を進めていくため、介護保険サービスや生活支援サービスを提供するとともに、介護をしている家族の介護負担の軽減を図ります。

③ 基本施策 「予防」

介護予防の推進と高齢者の多様な社会参加

- ・高齢者の健康づくりの目標は、単に運動機能や栄養状態といった、心身機能の改善だけを目指すものではなく、生活の質の向上、健康寿命の延伸に向けた認知機能低下及びロコモティブシンドロームの予防、良好な栄養状態の維持、身体活動量の増加など、多岐にわたるものであり、健康増進と介護予防が密接につながっています。
- ・高齢期の特徴を考慮した健康に関する正しい知識の普及啓発、高齢化に伴う機能低下を防ぐための取組を進めるとともに、高齢者一人ひとりがそれぞれの生きがいを持って積極的に地域社会へ参加できるよう、高齢者を対象としたボランティア活動の機会の提供や就労支援など、高齢者本人が積極的に活動できる介護予防・健康増進への支援に取り組みます。
- ・健康づくりについては、「柳井市健康づくり計画」と連携を図り、日常の健康管理を支援し、相談や各種講座などの事業を通じて壮年期からの健康づくりを推進していきます。

④ 基本施策 「住まい」

安心して暮らせる住環境整備

- ・市内に住む高齢者は、持ち家が9割近くとなっていますが、バリアフリー化されていない住宅も多く、高齢者一人ひとりの健康状態や家族の状況、経済状況は様々となっており、多様化する高齢者の状況やニーズに対応した住まいの確保が求められています。
- ・住環境の整備及び確保は、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくための基本的な条件であり、住宅のバリアフリー化を促進するとともに、所得や要介護度に応じて

安心して生活ができる住まいを選択できるよう、関係機関や関係各課と連携を図りながら、多様な住まいの整備を促進します。

⑤ 基本施策 「生活支援」

住み慣れた地域で生活できる体制づくり

- ・多くの高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、在宅での生活続けることを希望しています。このため「住み慣れた地域で高齢者が自立して生活」できるよう、ニーズに対応したきめ細やかな生活支援サービスの充実を図る必要があります。
- ・在宅での生活を支援するため、高齢者とその家族、あるいは、ひとり暮らし高齢者などのニーズに対応した日常生活活動への支援、安全確認等のサービスの充実を図ります。
- ・地域住民、ボランティアの主体的な取組による地域の支え合いの仕組みづくりを進めていくため、市社会福祉協議会と連携し、地区社協圏域を単位とした協議体の設置や生活支援コーディネーター*の配置に取り組みます。

(2) 重点的な取組

前計画においては、高齢化が進展し、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者が増加する中で、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を目途に、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が、日常生活の場で一体的に提供される『地域包括ケアシステム』の実現に向けて取組を進めてきました。

特に本市の取組として、①在宅医療・介護の連携 ②生活支援サービスの充実・強化 ③認知症施策の推進は、重点的に取り組んできたところです。

本計画においては、基本理念、基本目標に基づき、「地域包括ケアシステムの深化・推進」を図るため、下記を重点的に取り組む事項として定めます。

重点事項1 「在宅医療・介護連携の推進」

重点事項2 「地域包括支援センターの機能強化」

重点事項3 「認知症対策の推進」

重点事項4 「在宅生活の支援」

4 施策の体系

重点的な取組

本計画は以下の施策体系に基づき、各種事業を展開していきます。

基本理念	基本目標	基本施策	取組方向
健康で安心して暮らせる、人にやさしいまちづくり	『お互いに認め合い、支えあう、地域福祉コミュニティを形成します』 『いつまでもいきいきと、安心して暮らせる社会をめざします』	医 療 ＜医療と介護の連携＞	在宅医療・介護連携の推進
		介 護 ＜利用者の視点に立ったサービス提供体制の確立＞	地域包括支援センターの機能強化
			認知症対策の推進
			介護人材の確保
			介護を行う家族への支援
			地域共生社会への取組
			介護保険事業の円滑な運営
			介護サービス施設の整備
		予 防 ＜介護予防の推進と高齢者の多様な社会参加＞	健康づくりへの支援
			介護予防の推進
			高齢者の生きがい活動支援
		住まい ＜安心して暮らせる住環境整備＞	高齢者の住まいに関する支援
		生活支援 ＜住み慣れた地域で生活できる体制づくり＞	在宅生活の支援
			高齢者の移動支援
			高齢者の安心・安全の推進